

## 労働協約 I 締結について

人事制度見直しにより、労働協約の中身が変わり、本来であれば毎年9月末に、労働協約を新たに結びますが、2019年4月1日から新人事制度が導入された関係で、今回は下記のような形をとります。ご承知おき下さい

- ・労働協約 I について、各組合同項目文章で、2019年4月～2019年9月で整理。
- ・2019年9月末、新たに労働協約 I, II を整理。

### <変更なった項目>

#### (非組合員の範囲)

第3条 次の各号に該当する者については、組合員となることはできない。

- (1) 管理職社員
- (2) 人事評価制度に基づく評価を行う者
- (3) 前各号の他、次に掲げる者のうち、会社が指定する者  
人事、労務、文書、経理、監査、運転考課及び秘書担当の係員

#### (交渉事項)

第15条 団体交渉は次の各号に定める事項について行う。

- (1) 賃金、退職手当、労働時間、休憩時間、休日及び休暇の基準に関する事項
- (2) 転勤、転職、出向、昇職、昇格、降職、降格、昇級、職群転換、退職、解雇、休職、表彰及び懲戒の基準に関する事項
- (3) 労働に関する安全、衛生及び災害補償の基準に関する事項
- (4) 各種施策に係わる労働条件の改訂に関する事項
- (5) この協約の改訂に関する事項

#### (範囲)

第32条 組合員が、本人の転勤、転職、降職、降格、職群転換、出向及び待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議（以下「会議」という。）に請求することができる。

#### (申告)

第35条 組合員が苦情の解決を求めようとする場合は、本人が箇所長から発令通知書を受けた日の翌日までに、会議の事務局に申告しなければならない。

以上